

# 緑化・環境 CPD 協議会 会則

平成 20 年 9 月 16 日 制定

## (名称)

第1条 本協議会の名称は「緑化・環境 CPD 協議会」と称す。

## (目的)

第2条 「緑化・環境 CPD 協議会(以下、協議会という)」は、日本緑化工学会が関連学会・協会等と連携して設立するもので、緑化・環境 CPD に係わる業務を遂行し、その業務を通して緑化・環境関連技術者等、緑化・環境 CPD 対象者の資質の向上を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

## (業務)

第3条 協議会は、緑化・環境系技術者の継続教育に関し、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一. 継続教育に関するプログラムの企画・実施
- 二. 継続教育に関するシステムの検討・実施
- 三. 継続教育に関する情報収集
- 四. 継続教育の記録・管理
- 五. 継続教育の証明
- 六. 継続教育に関する広報
- 七. その他継続教育に関する事項

## (業務の承認)

第4条 協議会は、協議会加入学会・協会等(以下、加入団体という)に対し、協議会の全体構想、CPD プログラムの内容、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算及び協議会の運営に関する基本的な事項について協議し、その監査および承認を受けなければならない。

## (組織)

- 第5条 協議会は、加入団体等の会員を「緑化・環境 CPD 会員(以下、会員という)」とし、組織する。会員の資格等については会員規則に定める。
- 2 協議会には、加入団体が推薦する会員を理事として理事会を置き、理事のうち1名を会長とする。
  - 3 協議会には、副会長を置くことができる。
  - 4 協議会には、事務局、委員会、部会を置くことができる。

## (理事会)

第6条 理事会は、会員を代表し、協議会の目的の達成のため、協議会の事業の企画、運営等について審議し、決定する。

## (会長等)

- 第7条 会長は、協議会の業務を統括する。
- 2 会長は、理事の互選により選出する。
  - 3 副会長、事務局長は理事会が推薦し、会長が委嘱する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
  - 5 事務局長は、会長、副会長を補佐し、協議会の円滑な運営を担当する。

## (委員会・部会)

- 第8条 「緑化・環境 CPD プログラム認定委員会」及び「緑化・環境 CPD 検討部会」を設置する。
- 2 委員会・部会の構成・運営については、運営規則に定める。
  - 3 理事は、原則として委員会、部会の何れかに所属する。
  - 4 委員会、部会は、会長が指名する委員長、部会長を置く。
  - 5 委員長、部会長は、委員会、部会の業務を統括し理事会に報告する。

## (任期)

- 第9条 会長及び理事の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。
- 2 理事の選出団体の申し出により任期満了以前に交代することができる。

(緑化・環境 CPD プログラムの認定)

第10条 協議会に係わる継続教育プログラムの作成は「緑化・環境 CPD 検討部会」が行い、公表及び実施にあたっては、「緑化・環境 CPD プログラム認定委員会」の審査を受け、その認定を受けたものでなければならない。

(会計)

- 第11条 協議会に係わる運営等の会計は、事務局が執り行う。
- 2 協議会に係わる運営等に関する経費は、加入団体等による会費、分担金、協議会業務に関する収入、及び寄付金をもって充てる。
  - 3 会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第12条 協議会の運営に係わる事務は、協議会事務局で行なうものとし、その事務局は協議会を構成する団体の事務所内に置くことができる。
- 2 事務局は、協議会が関係する事務を処理する。
  - 3 事務局には、出納責任者を置き、協議会に係わる会計をつかさどる。

(認定料)

- 第13条 協議会はプログラムの認定料を設定し、協議会は加入団体に対してこれを請求することができる。
- 2 認定料は、理事会の議を経て別途定めるものとする。

(会則の変更)

第14条 本会則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、理事会において審議、決定し、加入団体に報告する。

付 則 この会則の施行日は、会則制定の日とする。

- 2 この会則の施行日以前の緑化工学会 CPD の記録に係わる業務は協議会が継承する。